

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第83準備書面関係)

2021年(令和3年)9月1日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
591	口頭弁論要旨 写し	2021年8月31日	原告	原発事故が起きた際に、京都市府で有機栽培農業を行う者らが避難することは困難であること。

以上